

## 平成26年第14回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成26年12月24日(水曜日)午後2時
- 2 場 所 岐阜市民総合体育館1階 第1会議室
- 3 出席委員 後藤委員長、矢島委員、中島委員、足立委員、早川教育長
- 4 説明のために出席した事務局の職員  
若山事務局長、長原事務局次長兼教育立市政策審議監、中本教育政策課長、川治学校教育審議監兼学校指導課長、丸山教育施設課長、豊吉岐阜東幼稚園長、小栗学校保健課長、種田岐阜商業高等学校事務長、伊藤社会教育課主幹（課長代理）、石原図書館長、小森科学館長、黒田歴史博物館長、杉山青少年教育課長、影山中央青少年会館長、新木市民体育課主幹（課長代理）、長谷川教育政策課政策係長
- 5 職務のために出席した事務局の職員  
久保田教育政策課主幹、真野教育政策課主任、波賀野教育政策課主任主事、森教育政策課主事
- 6 議事日程
  - 第1 開会
  - 第2 前回会議録の報告、修正及び承認
  - 第3 会議録署名者の指名
  - 第4 諸般の報告
    - (1) 平成26年第5回岐阜市議会定例会について(教育政策課)
    - (2) 岐阜市要保護及び準要保護児童生徒の認定について(学校指導課)
    - (3) 平成26年度「岐阜市の学校教育」公表会について(学校指導課)
    - (4) 分館企画展「加藤栄三・東一とゆかりの画家たち」、「創立10周年記念展 VOLANT」について(歴史博物館)
  - 第5 議事
    - (1) 第63号議案 岐阜市学校職員定期人事異動方針及び実施要項について(学校指導課)
    - (2) 第64号議案 岐阜市立小・中学校及び高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定について(学校指導課)

- (3) 第65号議案 岐阜市立小・中学校及び高等学校通学区域に関する規則の運用に関する内規の一部を改正する内規制定について(学校指導課)
- ※(4) 報第27号 岐阜市教育委員会臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員の任免について(教育政策課)
- ※(5) 報第28号 岐阜市教育委員会附属機関委員の任免について(社会教育課)
- ※(6) 報第29号 岐阜市公民館長の任命について(社会教育課)
- ※(7) 第66号議案 岐阜市教育委員会附属機関委員の任免について(社会教育課)
- ※(8) 第67号議案 岐阜市教育委員会臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員の任免について(学校指導課ほか3課)

## 7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の報告及び議案は、秘密会形式で審議した。

## 8 議事の経過

午後2時開会開議

**○後藤委員長** 定刻になりましたので、只今より平成26年第14回教育委員会定例会を開会します。本日は、小野木委員が所用のため欠席ですが、5人の委員が出席しており、会議は成立します。議事日程に従い、順次進めてまいりたいと存じます。前回の定例会の会議録については、出席委員において先程承認されました。今回の会議録の署名者につきましては、出席委員においてお願いします。

本日は、傍聴希望者がいらっしゃいますので、入室を認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

**○後藤委員長** 異議なしということですので、傍聴者に入室していただきます。

(傍聴者入室)

**○後藤委員長** 傍聴者に申し上げます。傍聴に当たり、傍聴券裏面の注意事項を厳守していただきますようお願いいたします。また、岐阜市教育委員会傍聴規則第11条の規定により本会議の録音は禁止いたします。会議運営にご協力をよろしく申し上げます。

それでは、お手元にごございます議事日程をご覧ください。本日は、諸般の報告が4件、議事のうち議案が5件、承認を要する報告が3件となっています。議事日程には、秘密会で審

議すべき案件が記載されていますが、このとおりに扱うことにご異議はありませんか。

(「異議なし」との声あり)

**○後藤委員長** では、日程第4の諸般の報告に入りたいと思います。事務局は説明をお願いします。

**○中本教育政策課長** 報告(1)平成26年第5回岐阜市議会定例会について、教育政策課からご説明申し上げます。1ページをご覧ください。11月議会の質問一覧です。上段の表をご覧ください。質問者19人の内、13人から教育に関する質問がありました。学校教育に関して6人、社会教育に関して7人でした。下段の表の氏名の左側に番号が記されています。1番、9番、13番の3名の方からFC岐阜のクラブハウス建設についての質問がありました。質問内容につきましては、基本的には応援で、施設建設をすることにより、FC岐阜がどうなるのか、また施設がいかに市民に広く活用されていくのかといったものでした。そのほか、4番の江崎議員と5番の原議員から、放課後子ども総合プランについて、留守家庭児童会の充実についての質問がありました。今、国では、子育て支援三法に関連して子育て支援を行うという大きな流れがある中、今後、教育委員会が学校において、留守家庭児童会をどのように充実していくか、今のままの体制でよいのかという質問に対し、岐阜市は、留守家庭児童会の対象を国の法律に沿った形で6年生まで拡大し、また新たな職責の責任者において指導体制を強化していきたいという答弁をいたしました。

その他、7番の小堀委員から、災害用備蓄食料についての質問がありました。災害は全国各地で起きており、珍しいものではなくなっているという観点から、現在、各小中学校に備蓄食料が配備されています。こういったものを普段の学校で活用し、子どもたちに災害に対する意識を持たせることを、答弁いたしました。

**○後藤委員長** 只今の報告について、ご質問、ご意見等はありませんか。

**○早川教育長** 毎議会において、留守家庭児童会についての質問をいただきます。子育てしやすいまちづくり、放課後の子どもの居場所づくりということで子どもたちをお預かりしています。約1,900人というかなりの規模の数の子どもたちが、午後3時頃から7時まですごしていますが、保育的な側面が強く、お預かりしているだけという状況です。お預かりする以上、もっと教育的な意味のあるものにしたいという願いを持っています。それにはお金がかかりますが、岐阜市においてできる限りのレベルを上げていくためには、ボランティアを活用し、指導員の質をいかに向上させるかが必要だと思います。その辺りが重要になってくるだろうと感じています。

**○後藤委員長** いわゆる鍵っ子対策というところが始まりですが、それが今では、約1,900人ということですね。今後は教育的な意味のあるものにとということでした。ほかにご質問等ありますか。私から1つお尋ねします。4ページに耐震工事に関する質問があり、「5校5棟が再び入札不調となって」と記載されていますが、入札不調の原因はわかりますか。

**○若山事務局長** ご承知のことと思いますが、震災やオリンピックなどによる人手・材料不足といった様々な要因が考えられます。そうした影響が、入札不調に顕著に表れており、このような結果になっていると考えています。

**○後藤委員長** ありがとうございます。そのほかよろしいですか。ないようですので、次にまいります。報告(2)についてお願いします。

**○川治学校教育審議監兼学校指導課長** 19ページをご覧ください。要保護・準要保護児童生徒の認定状況についてご説明申し上げます。以前、1期分の説明をしています。今回は、2期分の状況と現在の状況について説明します。19ページの1番下、26年度の枠をご覧ください。要保護については、1期に274名、2期に13名の認定をしました。合計287名です。要保護については、生活福祉課が援助を行っています。準要保護については、1期に3,938人、2期に154名の認定をしており、合計で、4,092名です。現在、要保護、準要保護を合わせて、4,379人を援助している状況です。3期は、離婚、所得の大幅な減少、書類等の不備といった理由で多少上がってくると思われま

す。20ページをご覧ください。認定状況の推移をグラフ化したものです。一見、減少してきているように見えますが、児童生徒数も減っていますので、割合は、準要保護が12.2%とあまり変わっていません。前年度12.4%、前々年度12.5%となっており、12%程度で推移している状況です。

21ページをご覧ください。1期、2期における認定の審査状況です。2期を見ていただくと、書類のみの審査で認定を受けている者が34人、前年所得が生活扶助基準の1.3倍未満で、認定された者が120人です。所得が多いということで、申請を却下された者が4名ほか、合わせて162名の申請がありました。一番下の合計を見ていただくと、1期、2期を合わせた人数となっており、それぞれ2,331名、1,744名、17名で、合計4,092人の認定状況です。

22ページから、学校ごとの要保護・準要保護児童数を表で示しています。6番の華陽小学校で全体の児童数に対する割合が27.4%と、非常に高い状況です。そのほか、22番の黒野小学校で23.3%、41番の藍川小学校で20.0%、44番の芥見東小学校で24.4%という状況です。

25ページに移りまして、4番の梅林中学校で20.0%、17番の藍川東中学校で21.5%、19番の藍川北中学校で28.2%と、割合が高い状況です。母子生活支援施設がある、外国人籍が多い、所得によって入居を決める県営・市営のアパートに住んでいる方が多い校区において高い数値を示しています。

○**後藤委員長** 只今の報告について、ご質問、ご意見等はありませんか。

○**中島委員** 今ご説明いただいた校区が毎回顕著な値を示しているとは思いますが、この資料だけでは過去と比較ができません。例年と比較して増えているといった校区はないですか。

○**川治学校教育審議監兼学校指導課長** 傾向は、毎年同じです。

○**早川教育長** 校区別の要保護・準要保護の児童生徒数は、別に公開していますか。

○**川治学校教育審議監兼学校指導課長** ホームページ等には載せていませんが、お問い合わせがあれば回答している状況です。

○**早川教育長** 21ページの表の所得未申告者というのは、所得を申告していない方を指すと思いますが、法的にはどうなっていますか。

○**石原図書館長** 所得の申告に関する業務に携わった経験から申し上げます。市民税課で所得を把握するのですが、通常把握する手段としては、確定申告と、給与支払い報告と、市への申告の3つです。その3つのいずれによっても申告がなされていない方がいらっしゃいます。市へ申告をされていない方への対策として、市民税課では、戸別訪問し、申告をするようお願いをしていますが、それでも申告がないことがあります。そのような状況の方が所得未申告者ということです。

○**早川教育長** 今の内容を踏まえて想像するに、生活に困窮している人が多いのではないですか。

○**石原図書館長** 私の経験から申し上げますと、生活困窮者が多いです。

○**早川教育長** 審査不能者は、申告していないから対象にならないのですか。

○**石原図書館長** 申告していないため、所得証明が取れず、審査のしようがないということになります。

○**早川教育長** 審査のしようがないということは、現実には、困っている子どもがいるかもしれないということですね。

○石原図書館長 申告していただき、所得証明を提出していただく必要があります。

○早川教育長 申告と所得証明の提出が先ということですね。例えば、今問題になっている所在不明と思われる方たちの多くは、所得を申告していないと推測されますが。

○石原図書館長 住民票があっても、そこには住んでいない、どこか別の市町村に行ってしまったということがあり得ます。

○早川教育長 所得未申告者であるため、認定できないということですが、その中に困っている子どもが含まれている可能性もあるということですね。

○後藤委員長 実際に困っている子どもたちの中で、保護の対象から漏れてしまうことはありませんか。学校から、その辺りの連絡は来ていますか。

○川治学校教育審議監兼学校指導課長 特にこの子どもを何とかしてほしいというような学校からの連絡は、現在のところありません。

○後藤委員長 概ね、漏れはないということで良いでしょうか。

○川治学校教育審議監兼学校指導課長 対象となる児童生徒は、ある程度固定化されてきており、漏れはないという状況です。

○後藤委員長 そのほかよろしいでしょうか。では、次にまいります。報告(3)と(4)を続けてお願いいたします。

○川治学校教育審議監兼学校指導課長 報告(3)について、学校指導課からご説明申し上げます。27ページをご覧ください。「岐阜市の学校教育」公表会についてです。2日間行います。1日は公表会、もう1日は岐阜市立学校における授業公開を考えています。第1日目の公表会につきましては、1月10日にじゅうろくプラザで、全体会と分科会を行います。全体会につきましては、岐阜市の学力・学習状況調査の結果について、岐阜大学教職大学院の田村准教授と早川教育長が分析・説明をいたします。その後、シンポジウムを企画しています。シンポジウムの参加者は、市内の中学生代表8名、MEGARYUのRYUREX氏、教育委員で株式会社トーカイ社長の小野木氏、岐阜県健康福祉部子ども・女性局長の河野氏、早川教育長です。河野氏につきましては、厚生労働省からお越しになっており、今までのキャリアから、また、小学生の子を持つ母親という点から岐阜市を見ていただき、ご意見をい

ただきたいと考えています。分科会については、2部構成となっており、それぞれで3つの部会を開き、市内の小中学校やNPO等が発表を行います。

2日目につきましては、1月23日に、岐阜特別支援学校と、理科実験研究校である柳津小学校の2校で授業の公開を行います。今年度までにSTEM教員を充実させ、理科教育を推進してまいりました。理科実験研究校である柳津小学校を会場としております。

28ページ以降に、1月10日の全体会と分科会、1月23日の学校の授業公開の詳しい日程が記載されています。

**○後藤委員長** 続きまして、報告(4)について、お願いします。

**○黒田歴史博物館長** 歴史博物館です。分館の企画展、「加藤栄三・東一とゆかりの画家たち」と、同じく分館で行う「創立10周年記念展 VOLANT」についてです。31ページをご覧ください。上段が、「加藤栄三・東一とゆかりの画家たち」についての内容です。栄三先生と東一先生の絵をはじめ、長縄士郎先生、石川響先生、東一先生の弟子である土屋礼一先生、片野圭作先生、東俊之先生といった、日展で審査員をされている方々の絵を展示したいと考えています。

続きまして、左下の「VOLANT」についてです。こちらはデザイナーの田邊雅一さんが総合プロデューサーとして、日本画、洋画、グラフィックデザイン等を出品していただきます。日本画のところに、木村さん、長谷川さん、林さんのお名前がありますが、いずれも日展で特選を取られており、2番目の長谷川さんは、審査員もされています。お若いですが、非常に良い絵を描かれる方ですので、是非ご覧いただければと思います。

**○後藤委員長** 只今の報告について、ご質問、ご意見等はありませんか。

**○中島委員** 右下で紹介されている高島さんの絵本の原画展で、絵本の読み聞かせ会などのイベントは行われますか。

**○黒田歴史博物館長** 行う予定は今のところありません。

**○中島委員** 企画展が行われるのですから、もったいないと思います。是非、企画を考えていただきたいです。

**○黒田歴史博物館長** 高島さんの絵本の原画と作品展は3月から開催ですので、検討いたします。

**○中島委員** 是非、お願いします。

**○後藤委員長** そのほかよろしいでしょうか。「岐阜市の学校教育」の公表会と授業公開につきまして、お時間の都合がつきましたら、是非ともお越しいただければと思います。

それでは、次にまいります。議事日程第5の議事に移ります。最初に、第63号議案について事務局よりご説明をお願いします。

**○川治学校教育審議監兼学校指導課長** 33ページをご覧ください。岐阜市学校教職員定期人事異動方針及び実施要項についてです。人事異動によって教職員の資質や学校の教育力向上、学校の活性化を図ります。そうした観点から、公正な異動を行っていきたいと考えております。異動方針と実施要項につきまして、それぞれの変更点を中心にご説明申し上げます。まず34ページの人事異動方針です。2の⑥に「学校の災害対応機能を高め、地域の教育力をさらに生かすため、地元への配置も実施する。」と記載されております。昨年度もこの項目を記載しており、学校で何かあった場合に、いち早く対応出来る職員を配置するという配慮をしております。現在10名程の校長、教頭及び教諭を配置しております。来年度も同様に配慮してまいりたいと考えております。「4 市費の職員等」については、職種によりますが、長期間同じ学校に勤務している職員がいますので、その点を配慮することといたしました。

35ページから、実施要項についての記載で、少し具体的な内容となっています。2(2)の同一校の在職年数についてですが、同一校3年未満の勤務者は原則として異動は行わないとし、ただし、管理職及び主幹教諭、ブロック担当生徒指導主事はこの限りではないといたしました。課題のある学校にブロック担当生徒指導主事を配置し、主幹教諭も課題に応じて配置しております。その者については3年未満であっても異動可能としております。その他については昨年度と変わりありません。続きまして、先ほど異動方針において市費職員について述べましたが、この要項で詳しい説明をしております、同一校に勤務する期間は5年を限度としております。以上です。

**○後藤委員長** ご質問、ご意見等、ありますか。

**○足立委員** 36ページの2(5)に看護退職とありますが、どういうものでしょうか。

**○川治学校教育審議監兼学校指導課長** ご家族の事情によって退職された方ということです。

**○足立委員** 介護とは言わないのですね。

**○川治学校教育審議監兼学校指導課長** そうです。



○**早川教育長** 県がこのような表現を使用していますが、適切なのですか。

○**足立委員** 私ども医療関係者の用語では、看護は看護師にしか出来ないことになっています。使い方が異なりますね。

○**長谷川教育政策課政策係長** 法令上、職員の休暇事由を定める際に、「同居の親族の看護」という表現をいたします。

○**足立委員** わかりました。

○**中島委員** 34ページの2⑥についてですが、先生方から「地元では勤めづらい」という意見はありませんか。

○**川治学校教育審議監兼学校指導課長** そのような意見も確かにあります。ただ、今年配置をした者に関して、「地元では勤めづらい」という意見は全くありませんでした。校長1名を地元に配置しておりますが、「やりがいがある」と言っております。

○**中島委員** それは頼もしいです。嬉しいことですね。

○**早川教育長** 保護者としてはいかがですか。

○**中島委員** 安心だと思います。地域のことをよくご存知ですし、何か災害があった時には、リーダーシップを発揮していただければと思うので、ありがたいことです。

○**早川教育長** そういう声を広げていきたいと思います。

○**後藤委員長** 私から1つ、よろしいですか。34ページの2に記載の主幹教諭の位置付けについてです。教頭でも教諭でもないという立場にあって、どんな役割を期待しているか、教えてください。

○**川治学校教育審議監兼学校指導課長** 大きく分けて、生徒指導を中心とした主幹教諭と、特別支援教育を中心とした主幹教諭があります。学校課題が大きい学校で、教職員と管理職の間を繋ぐコーディネーターとして、様々な施策を打つことができるという点において、主幹教諭の存在は意味があると考えております。また将来管理職となるために、非常に重要なステップの1つとも考えています。

**○後藤委員長** 主幹教諭の先生方は、やりがいを感じていますか。校長が主幹教諭の位置付けを明確にしていればよいのですが、その点が曖昧であるとやりがいを感じる事が出来ないのではないかと思います。いかがでしょうか。

**○早川教育長** その問題については、私も原点に立ち返って、県に話をしなければならぬと思っております。元々学校という組織は、校長と教頭が管理職で、その他はフラットな鍋蓋型と言われます。そうした学校のマネジメントの仕組みには大きな欠陥があるのではないかと実業界からご指摘をいただいています。中間管理職をもっと増やし、鍋蓋型からピラミッド型に変えるために、主幹教諭や副校長が配置されてきたという経緯があります。国が定数措置をしたので、岐阜県でも主幹教諭を要望すれば配置できることになったのですが、岐阜県において、わざわざ中間管理職を増やすことに意味があるのかという論議がありました。そこで、岐阜県では、定数だけ増やし、使い方はもう少し別の方法でもいいであろうという方式を導入しました。それまで岐阜県、岐阜市では広域で生徒指導を担当するブロック担当がいましたが、彼らのステイタスを上げるために彼らを主幹教諭として、複数校の小・中学校を兼務させ、広域的な生徒指導を行ってもらったのが最初の制度設計だったのです。しかし、時間が経つにつれ、当初の位置付けが曖昧になっているため、再検討を行う必要があると感じています。

**○後藤委員長** ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。ないようですから採決に移ります。第63号議案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

**○後藤委員長** ご異議ないようですので、原案のとおり決することとします。続きまして、第64号、第65号議案と続けてお願いいたします。

**○長谷川教育政策課政策係長** 第64号議案、第65号議案と続けて併せてご説明申し上げます。43ページと47ページをご覧ください。今回の改正につきましては大きく分けて2点あります。1点目は、鏡島小学校区において住居表示の実施があったことです。鏡島番地の一部が住居表示の実施により鏡島中一丁目、二丁目となりますので、その変更を行うものです。2点目は、先の定例会にてお諮りしましたが、本来厚見小・中学校の通学区域とされておりました大倉町について、規則の運用に関する内規に基づき、申し出があれば、加納小・中学校に通う扱いを認めていたわけですが、地元からの申し出を受けて通学区域審議会で審議した結果、過去からの経緯を踏まえて加納小・中学校へ通学区域を変更することが適当であると答申をいただきましたので、43ページにありますように本来の通学区域を厚見

小・中学校から、加納小・中学校に変更するという規則の一部改正を行い、47ページにありますように、規則の例外である内規から、大倉町が暫定的に本来の厚見小・中学校から加納小・中学校へ通うことができるとする特例を削除するというものです。

**○後藤委員長** ありがとうございます。ご意見、ご質問等ありますか。ないようですから採決に移ります。第64号議案、第65号議案について原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」との声あり)

**○後藤委員長** ご異議ないようですので、原案のとおり決することとします。続きまして、秘密会に移る前に、次回の会議の日程を確認したいと思います。次回の定例会は、1月28日水曜日、午後2時から開催いたします。場所は徹明小学校です。皆様よろしく願いいたします。それでは、秘密会で審議をいたします。

(削除)

**○後藤委員長** 以上をもちまして、本日の議事は終了し、教育委員会を閉会します。ありがとうございます。

午後2時50分閉議閉会